

# 今後の研究評価の進め方

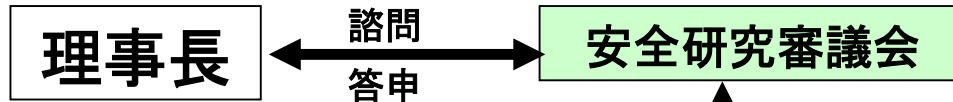
平成22年1月27日

日本原子力研究開発機構  
安全研究審議会  
(説明者: 村松健)

# 安全研究審議会の役割

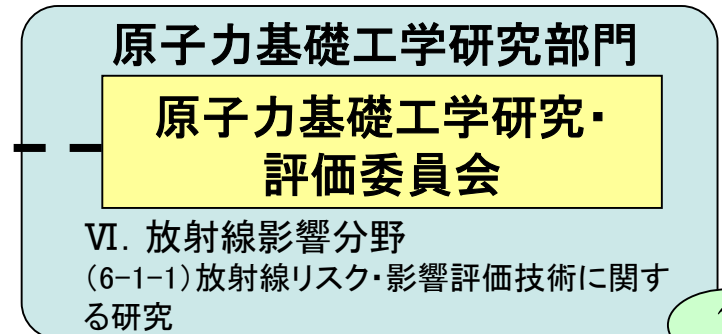
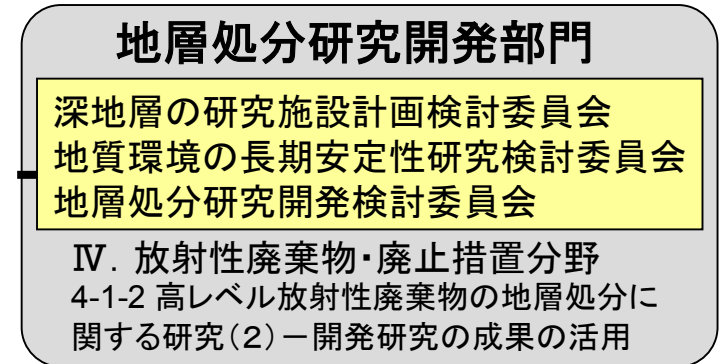
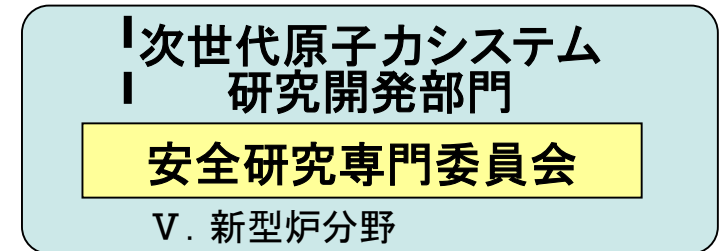
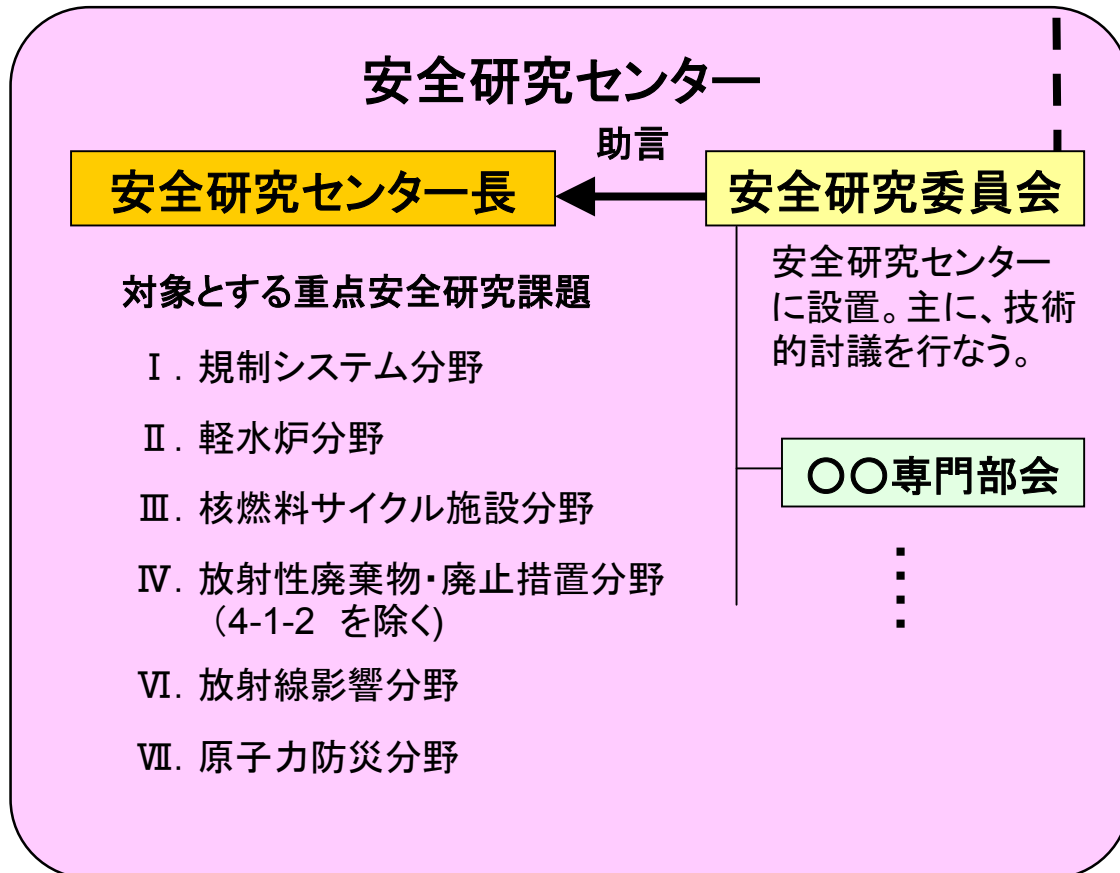
- 機構は、中期計画において原子力安全委員会の定める「原子力の重点安全研究計画」等に沿って安全研究を実施し、中立的な立場から安全基準や指針の整備等に貢献する。規制支援に用いる安全研究の成果の取りまとめに当たっては、中立性・透明性の確保に努める。」としており、中立性・透明性を確保するために外部の有識者からなる安全研究審議会を設置している。
- 安全研究審議会は、次の2つの観点で審議・評価を行うことを目的とする。
  - 「安全研究」の中立性・透明性の確保の観点
  - 研究開発の大綱的指針に基づく観点（「事前評価」、「中間評価」及び「事後評価」）
- 今回は
  - 次期中期計画策定に際しての「事前評価」の観点で審議いただく。
  - 併せて独立行政法人評価の参考とするため、現行の重点安全研究計画に沿って17年度から現在までになされた研究の成果について意見を頂く

# 重点安全研究の評価・検討体制について



重点安全研究の中立性・透明性を確保するため、研究評価を行なう。  
(大綱的指針等に基づく研究開発課題の評価：外部評価)

自己評価



## 評価所見記入書式について

安全研究センターの委員会「安全研究委員会」等で技術的な議論を行う。その結果をベースとし、以下の観点・視点から、大局的、俯瞰的なご意見等を頂きたい。

- 安全実施体制や実施プロセス、成果の利用・活用方策等について、中立性・透明性の観点
- 原子力分野での専門的・技術的視点に加え、社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるといった視点
- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の「評価の意義」に示された以下のような視点(本資料P.3)

項目	所見
評価 (全般的な評価を記載)	
留意事項 (個別課題、又はその他の視点について記載)	

平成 年 月 日 (記入日)

委員氏名:

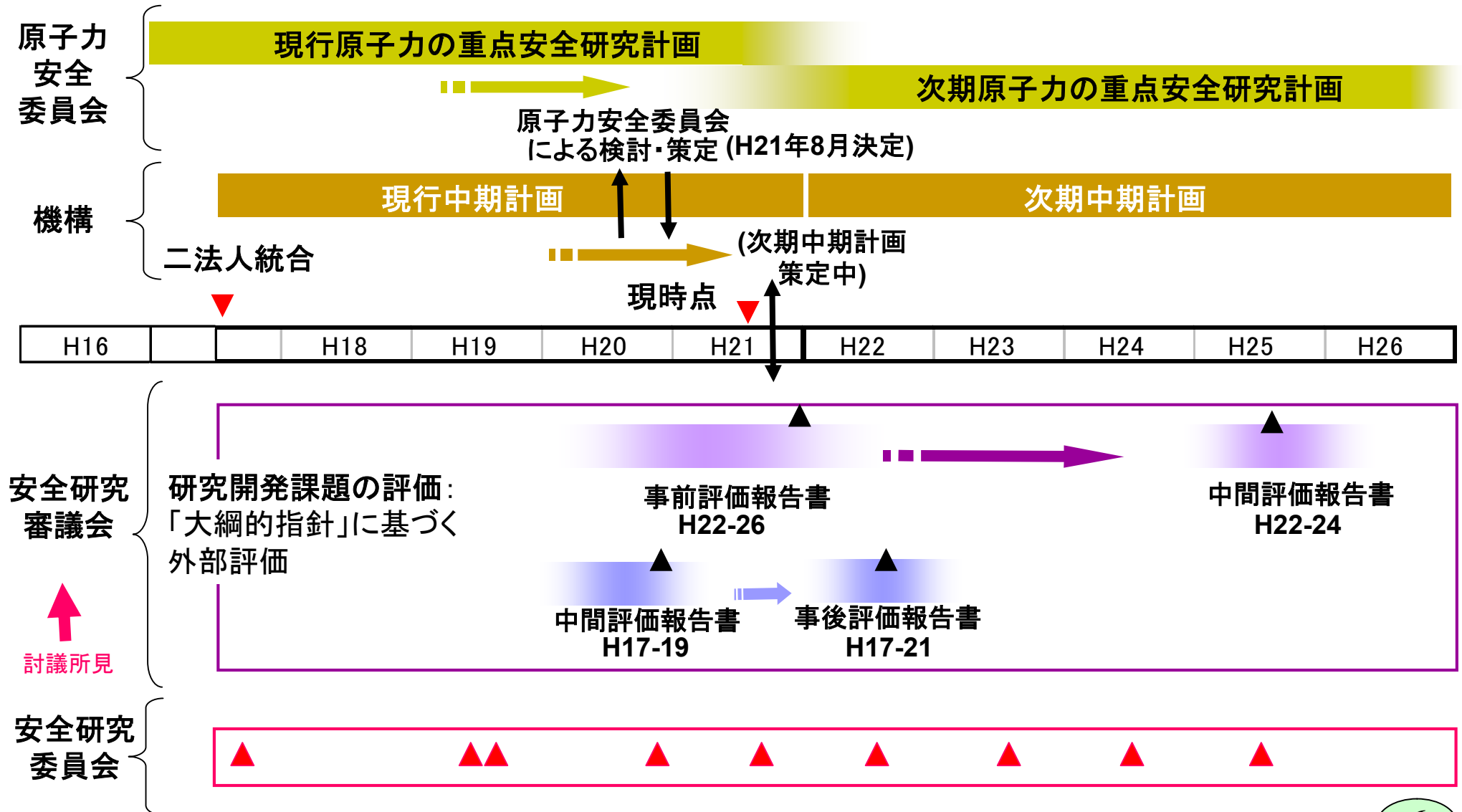
- 評価対象は、原子力安全委員会の定める「**原子力の重点安全研究計画**」等に沿って**機構が行なう研究及び研究成果の活用等**。
  - 安全研究センターで実施する重点安全研究課題
  - 他の研究開発部門で実施する重点安全研究課題(開発研究の成果の活用)
- 原子力安全・保安院、JNES、原子力安全委員会からの受託研究等は、直接的な安全規制支援と位置付けているが、**受託研究そのものは、評価対象外**(委託元が評価)。
- **ただし、受託研究から得られる成果や技術的知見等を活用し、以下のような活動を行なっており、そうした活動は評価対象となる\***。
  - 研究論文、技術報告書の作成、学会等での発表等の研究活動
  - 国の委員会等への参加・協力
  - 学協会活動への参加・貢献(学協会規格、ロードマップの策定等)
  - 国際協力活動、教育・人材育成活動等への参加・貢献

\* 必要に応じ、委託元の許可を得て行う。



# 安全研究審議会の今後の研究評価計画

参考2





## 第1章 基本的考え方

### 1. 評価の意義

研究開発評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

研究開発評価の意義は、次のとおりである。

- ① 研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどにより、研究開発成果の国民・社会への還元の効率化、迅速化に資する。
- ② 評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策の形成等の効果が得られる。
- ③ 評価を支援的に行うことにより、**研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発**や研究者の発掘、研究者の意欲の向上など、研究開発を効果的・効率的に推進する効果が得られる。
- ④ 評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、**国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。**
- ⑤ **評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を重点的・効率的に行うことができる。**



# 国の研究開発評価に関する大綱的指針(抜粋) (2/2)

## 2. 本指針の適用

本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発課題、②研究者等の業績、③研究開発機関等及び④研究開発施策の評価を指す。

## 3. 評価関係者の責務

### (1)研究開発実施・推進主体の責務

研究開発を実施又は推進する主体は、本指針を踏まえ、公正かつ透明で、研究開発の特性やその進展状況等に応じて柔軟で、優れた成果が次の発展段階に着実に繋がっていくための評価の具体的な仕組み(評価指針、要領等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、厳正に評価を実施する。また、その評価結果を適切に活用し、さらに、国民に対して評価結果とその反映状況についてわかりやすく情報提供を行う。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう努める。また、各府省においては、研究開発評価の実施及び評価結果の活用が適正かつ責任を持って行われるよう、所管官庁としての責務を果たすものとする。



# 機構の規定

## 参考4

### ○研究開発課題評価実施規程(抜粋)

平成17年10月1日  
17(規程)第48号  
(改正)平成18年1月1日  
17(規程)第89号  
(改正)平成21年8月19日  
21(規程)第27号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規程は、経営管理規程第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が行う外部評価(以下「研究開発課題の評価」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

##### (基本方針)

第2条 研究開発課題の評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」(以下「大綱的指針」という。)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成21年2月17日文部科学大臣決定)」を踏まえ適正かつ厳正に実施する。

2 評価の結果を機構の経営に積極的に反映する。

3 評価の結果は、原則として公開する。

##### (評価の実施者)

第7条 研究開発課題の評価は、別に定めるところにより機構の外部から選任される十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価できる専門家が評価者となって行うものとする。

2 大規模プロジェクト・・・(略)

3 研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家等を評価者に加えるものとする。